

社会福祉法人天上会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人天上会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めることを目的とする。

(常勤役員等の範囲)

第2条 常勤役員については、業務に応じた役員報酬を支給することとし、その報酬については、別表1に定める額とする。

(非常勤役員等の報酬等)

第3条 非常勤役員等については、業務に応じた役員等報酬等を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。ただし、非常勤役員等が退任する場合、理事長が認める謝礼金（以下「退職慰労金」という。）を支給することとする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表2に定める額

(2) 退職慰労金については、別表3に定める額

(3) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、天上会の旅費規程に基づき支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給については毎月27日とする。なお、その日が金融機関の休日の時はその日前において、その日に最も近い休業日でない日に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、支払事実が発生したのち、速やかに通貨で本人に直接その全額を支払う。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申出のあったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

4 本人の申し出により、その指定する金融機関の口座に振り込むこともできるものとする。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1 この規程は、平成29年6月24日から施行する。

- 2 役員及び評議員の報酬等に関する規程は廃止する。
- 3 この規程は、令和３年６月２６日から施行する。
- 4 この規程は、令和４年７月１日から施行する。

別表１（常勤役員の報酬）

役職名	報酬月額
理事長	無報酬
常務理事	無報酬
理事	無報酬

別表２（非常勤役員等の報酬）

1 評議員

用務	報酬日額
評議員会への出席	１０，０００円
決議の省略における同意の手続き	３，０００円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	１０，０００円

2 理事

用務	報酬日額
理事会等会議への出席	１０，０００円
決議の省略における同意の手続き	３，０００円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	１０，０００円

3 監事

用務	報酬日額
監事監査等への出席	１０，０００円
理事会等会議への出席	１０，０００円
決議の省略における確認の手続き	３，０００円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	１０，０００円

別表３（非常勤役員等の退職慰労金）

支給要件	退職慰労金の額
連続３期以上の勤務で退任した場合	２０，０００円
連続３期末満の勤務で退任した場合	１０，０００円

注１ 天上会職員を兼任する理事には支給しない。

注２ 任期途中で就任若しくは退任は１期とみなす。